

令和6年11月9日

環境省自然環境局自然環境計画課 御中

「自然再生基本方針の見直し案」に関する意見

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文
※団体としての意見
Tel:03-5951-0244 Email:head_office@ecosys.or.jp

自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案に関する意見を以下のとおり提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願いたします。

意見1

<該当箇所>

「自然再生基本方針 新旧対照表」の p.10 の「変更後」の 9 行目、「代償措置（ミティゲーション）」という部分

<意見の要約>

「ミティゲーション」は、「回避・低減・代償」という環境保全措置の全体を指す用語であるため、「代償措置（ミティゲーション）」をこれまでどおり、「代償措置」とする必要があります。

<意見の内容・理由>

今回の基本方針の見直しで、「代償措置」に「（ミティゲーション）」を追記するとのことですが、適切ではなく、混乱をもたらします。「ミティゲーション」は、「回避・低減・代償」という環境保全措置の全体を指す用語です。実際、これまで環境省や農林水産省等の環境影響評価等の分野の資料において、そのように整理されてきました（以下の「参考」を参照のこと）。

以上のことから、p.10 の 9 行目の「代償措置（ミティゲーション）」という部分について、「意見の要約」に書かせていただいたとおり、これまでどおり、「代償措置」とする必要があります。

参考：環境省、農林水産省の環境影響評価等の分野の資料に示されている「ミティゲーション」の定義

環境省の資料

- 環境省総合環境政策局環境影響評価課（平成 26 年 6 月）「日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて（案）」の「資料」の「用語解説」の p.12
「ミティゲーション 開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念で、環境影響評価法の下では「環境保全措置」と同義と考えられる。」
- 環境省総合環境政策局環境影響評価課（平成 29 年 4 月）「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」の参-10
「ミティゲーション 生物多様性に対する悪影響が無くなるまで、事業による影響を緩和させるための手段。開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念で、

環境影響評価法の下では「環境保全措置」と同義と考えられる。」

農林水産省の資料

- 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会（平成14年2月）「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」のp.32
※本手引き p.32において、「ミティゲーション5原則」として、「1回避、2低減（最小化、修正、影響の軽減/消失）、3代償」が図化されています。
- 農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室（平成27年4月）「田園環境整備マスタープラン作成ガイド」のp.64
「ミティゲーション5原則 ミティゲーション5原則の適用に当たっては、事業の実施による環境への影響を考慮し、まず「回避」の検討を行い、それが困難な場合は低減（「最小化」、「修正」、「影響の軽減/除去」）の検討を行います。低減についても困難であり、事業の実施が環境に大きく影響を与えざるを得ない場合は「代償」の検討を行います。」

意見2

<該当箇所>

「自然再生基本方針 新旧対照表」のp.33の「変更後」の12-14行目、「特に農林水産業は、自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。」という部分

<意見の要約>

上記の該当箇所部分の文章を「特に農林水産業は、持続可能な生産活動の展開により、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に寄与するものです。」へと修正する必要があります。

<意見の内容・理由>

今の「農林水産業」を「持続可能な生産活動」、「二次的自然の形成に大きく寄与」と評価している、ととらえられる表現になっていますが、そのような評価は適切とはいえません。例えばそのうちの「農業」について、「今の農業」は、いわゆる「伝統的な農業」と異なり、化学肥料や化学農薬に大きく頼った農業となっています。

そして、化学肥料について言えば、そのもとである尿素、りん安（酸アンモニウム）、塩加里カリを、日本は、ほぼ全量、外国に頼っています。世界の需給動向、また、政治情勢等から、近年、肥料価格が急騰状態にあり、農業経営が圧迫されています。今の日本の農業については、総じて、まずこの点において、持続可能なもの、と言いきれない状況にあります。

化学農薬（殺虫剤、除草剤等）については、戦後、生物多様性に影響のある農薬が、様々な使用方法で使われ、また、一例を挙げればアカトンボ類へのフィプロニルの影響が指摘されるなど、今も、田園地域・里地里山の生物多様性に悪影響を与えています。

日本の農業全体としては、総じて以上のとおりですが、他方、地域によってはコウノトリ等の生き物を取組の指標種・シンボルとして掲げ、都市の消費者を含め、様々な主体が連携しつつ、有機農業等の

持続可能な生産活動を展開し、二次的自然の保全・再生に寄与しているところがあります。しかし、そうした取組まだ一部にとどまっているというのが現状です。

以上のことから、p.33の12-14行目を「意見の要約」に書かせていただいたように修正する必要があります。

以上